

21 監査公表第 16 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、平成 21 年 9 月 15 日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 21 年 12 月 17 日

福岡市監査委員	石	川	浩二朗
同	中	山	郁美
同	石	井	幸充
同	大	松	健

1 監査報告と措置の件数

21監査公表第 7 号（平成21年 5 月18日付 福岡市公報第5639号 公表）分

・・・49 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

1 局別監査

(1) 保健福祉局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 物品(タクシー乗車券)管理事務において適正な事務処理を求めるもの</p> <p>タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用の目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、押印して交付しなければならない。しかしながら、平成20年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。</p> <p>タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理されたい。</p> <p>(総務課、こども病院・感染症センター事務局)</p>	<p>タクシー乗車券の交付に当たり、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適切な処理を行うよう所属職員に対し、周知徹底を図った。今後は、事前に使用目的等確認し、必要性を判断したうえで押印し交付するよう徹底する。</p>
<p>(イ) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等に基づく特別弔慰金、特別給付金等の支給事務手続について注意を求めるもの</p> <p>「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」等に定める特別弔慰金や特別給付金は、戦没者の遺族等からの請求に基づき裁定が行われ、戦没者の遺族等に対して、市区町村を通じて、特別弔慰金国庫債券等が国から交付されるものである。また、請求者の死亡や行方不明等により国債を交付できない場合は、援護事務の手引きに基づき当該国債を市区町村の管轄する法務局に供託することになっている。しかしながら、次のような不適切な事例が見受けられた。</p> <p>特別弔慰金や特別給付金の支給事務手続に当たっては、戦没者等の遺族に</p>	<p>金庫内に保管していた国債については、引き続き相続人の所在等の調査を行い、その結果、不明なものについては、法務局へ供託を行うこととした。</p>

<p>対する特別弔慰金支給法等に従い、適切に事務処理されたい。</p> <p>a 請求者の死亡や行方不明等により、相続人等の調査や居所不明者等の調査に期間を要し、多額の国債を交付できないまま、長期間、総務課金庫内に保管されていた。</p>	
<p>b 金庫内に保管されていた国債のうち、3件の特別交付金(引揚者特別交付金国庫債券)については、「国債ニ関スル法律」の規定による時効完成により換金できないため、遺族等への支給ができない状況であった。また、法務局への供託もできない状況であった。</p> <p>(地域福祉課)</p>	<p>今後は、交付先が不明等の理由により交付できない国債については、時効完成前に法務局への供託を行う等の措置を行うよう、所属職員に対し周知徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 「福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金」の交付について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>市は、補助事業の完了の報告を受けたときは、「福岡市補助金交付規則」をはじめ関係要綱等に基づき、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査確認しなければならない。また、調査の結果、是正を要すると認められる場合には、速やかに必要な措置を指示するなど、補助事業が適正に完了していることを確認の上、補助金の額を確定しなければならない。しかしながら、平成19年度「福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金」の交付先団体((社団)福岡市老人クラブ連合会)の出納事務において、次のような事例が見受けられ、不適切なものとなっていたにもかかわらず、十分な調査確認を行わないまま事業完了と認め、補助金の額を確定し精算して</p>	<p>福岡市老人クラブ連合会(以下市老連)に対し、事実確認を行い、転記ミスであることを確認したが、補助金支出については、返還を要するものはなかった。</p> <p>市老連においては、各区連絡会において実績報告書と現金出納簿との照合確認の徹底を図った。</p>

<p>いた。</p> <p>本補助金の交付に当たっては、「福岡市補助金交付規則」及び「福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金交付要綱」に則り、補助対象経費とそれ以外の経費を明確にし、交付先団体に周知、指導するとともに、補助事業の成果の調査確認を適切に行うなど、適正な事務処理を行うよう十分注意された。</p> <p>本補助金のうち、「特別活動事業補助金」の出納事務について、東区、中央区、城南区、早良区及び西区老人クラブ連合会を抽出して監査したところ、次のような事例が見受けられた。</p> <p>a 「実施報告書」に記載された支出額が、実績と相違しているものがあった。</p>	
<p>b 「福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金交付要綱」(平成17年4月1日施行)が周知されておらず、補助対象外経費(食糧費等)の支出額を補助対象経費として計上していた。</p>	<p>要綱の周知徹底がなされずに支出されたものであるが、会の運営及び事業を行うために必要と認められる範囲であり、返還を要するものではなかった。</p> <p>市老連に対し要綱の周知徹底を図るよう指導を行った。</p> <p>市老連においては、関係者全員に周知し、適正な補助金執行の徹底を図った。</p>
<p>c 立替払をしているものが多数あった。</p>	<p>市老連に対し、適正に支出事務を行うよう指導を行った。</p> <p>市老連においては、各区連絡会等において、(社)福岡市老人クラブ連合会会計規則の規定に則り、資金前渡等による適正な処理の徹底を図った。</p>
<p>d 「他都市研修会」において、飲食を伴う支出をしているものがあった。参加者負担金と補助金が充当されているが、補助対象経費とそれ以外の経費の区別が明確でなく、そのあり方について検討すべきである。</p> <p>(社会参加推進課)</p>	<p>市老連に対し、補助金の申請・報告においては、補助金とそれ以外の部分を明確に整理するよう指導するとともに、市老連に対する補助金について、対象経費の見直しを行い、平成21年6月1日付で「福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱」を改正し、市老連に対して通知した。</p>

	市老連においては、関係者全員に周知し、適正な補助金執行の徹底を図った。
<p>(エ) 福岡市健康づくりセンター図書資料室の供用時間について適正な事務手続を行うよう注意を求めるもの</p> <p>福岡市健康づくりセンター図書資料室については、福岡市健康づくりセンター条例及び同施行規則並びに福岡市健康づくりセンターの管理に関する基本協定に則り、適正に管理しなければならない。しかしながら、同図書資料室について、平成17年度から、供用時間の変更において、必要な手続が整わないまま、同施行規則で定める供用時間と異なる時間で運営していた。</p> <p>(保健予防課)</p>	<p>福岡市健康づくりセンター図書資料室の供用時間については、福岡市健康づくりセンター条例施行規則を次のとおり改正し、平成21年10月1日から施行を予定している。</p> <p><改正内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書資料室閲覧 <ul style="list-style-type: none"> (旧) 午前10時から午後7時まで (新) 午前10時から午後6時まで ・図書資料室貸出 <ul style="list-style-type: none"> (旧) 午前10時から午後6時まで (新) 午前10時から午後5時45分まで

(2) 農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 物品購入代金の支払に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>物品購入代金の支払に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成19年度の物品購入契約事務において、履行完了確認後、支払までに長期日数を要しているものが多数見受けられた。</p> <p>物品購入代金の支払に当たっては、速やかに事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(漁港課)</p>	<p>物品購入代金の支払に当たっては、納品後、債権者から請求が行われない場合、債権者に対して強く催促を行うとともに、物品の購入などの事務処理の進行管理について、発注日・納品日・支出入力日のリストを作成し、複数人でリストを管理することで、支払に長期日数がかかっていないかチェックし、速やかに事務処理を行うこととした。</p>
<p>(イ) 「鮮魚市場消防設備保守点検業務委託」契約について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>委託契約による業務が完了したときは、契約書等に基づき、完了検査に</p>	<p>「鮮魚市場消防設備保守点検業務委託」については、設計書と報告書に点検箇所数の相違があり、受託業者への確認や実態調査を実施して、完了検査報告が正しかったことを確認した。</p> <p>なお、新年度の契約事務にあたっては、</p>

<p>より履行の確認を行わなければならない。また、検査の結果、是正を要すると認められる場合には、速やかに必要な措置を指示するなど、契約関係書類に定める業務が適正に履行されていることを確認の上、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成19年度「鮮魚市場消防設備保守点検業務委託」契約事務において、報告書の点検箇所数が、設計書と相違しているものが多数あったにもかかわらず、報告内容の確認や設計書との照合等を行わないまま業務完了と認め委託料を支出していた。</p> <p>点検箇所数は、契約金額に影響するものであり、正確な数量を把握の上指示するとともに、完了検査において、指示どおりに履行されていることを確認する必要がある。</p> <p>委託契約事務に当たっては、設計内容を十分精査するとともに、報告書類の検証や実地調査など適正な履行確認を行われない。</p> <p>(鮮魚市場)</p>	<p>設計内容を十分に精査するとともに、報告書類の検証を行うなど、適正な事務処理の遂行に努めている。</p>
---	--

(3) 住宅都市局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 委託契約について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>委託契約による業務が完了したときは、福岡市契約事務規則等に則り、完了検査により契約内容が適正に履行されていることを確認しなければならない。しかしながら、履行期間内に委託業務が完了していなかったにもかかわらず、業務完了と認めている事例が見受けられた。</p> <p>委託契約の執行管理及び履行確認に当たっては、適切な事務処理を行われない。</p> <p>(耐震・安全推進課，緑化推進課)</p>	<p>委託契約の執行管理及び履行確認については、福岡市契約事務規則等に基づき適切な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>(イ) 物品購入契約について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>a 物品の購入に当たっては、使用時期や必要数量を把握した上で、計画的かつ効率的に発注し、予定価格が10万円を超えるものについては福岡市契約事務取扱規程に基づき2者以上から見積書を徴し、福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則に定める金額以上のものは契約課において契約しなければならない。しかしながら、発注日が同一若しくは近接しており、契約課で一括契約すべきところを分割して原課で契約しているものや、2者以上から見積書を徴すべきところを分割して1者見積で契約しているものがあった。</p> <p>今後、物品の購入に当たっては、必要数量等について十分な検討を行い、計画的かつ効率的に行うとともに、適正な契約事務を行うよう注意されたい。</p> <p>(伊都区画整理事務所、動物園)</p>	<p>物品購入契約については、計画的かつ効率的な発注を行い、契約事務規則、契約事務取扱規程等に基づいた事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>b 物品の購入に当たっては、使用目的や使用時間、必要数量を把握した上で、計画的かつ効率的に発注するとともに、経済性も考慮しなければならない。しかしながら、賃貸借により契約しているOA機器(パソコン)のマウスについて、故障等の理由により、平成19年度に11個、平成20年度に5個、計16個のマウスを購入していた。リース期間切れで買取した数台を除いては、当該賃貸借契約にマウス本体が故障した場合の保守も含まれており、経済性の観点から購入の必要性は認められなかった。</p> <p>(伊都区画整理事務所)</p>	<p>物品の購入については、使用目的、必要性及び経済性を十分検討した上で発注するよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

(4) 博多区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 実施協定書の整備について注意を 求めるもの</p> <p>指定管理者制度による公の施設の管理を行う場合、市と当該施設の指定管理者との間で協定書を取り交わし、その業務範囲や履行状況の確認方法等、必要事項を明確に定めておく必要がある。しかしながら、博多区が所管する「福岡市博多区(中洲川端地区に限る。)内の自転車駐車場の管理に係る実施協定書」において、「指定管理者が行う業務及び報告書様式等は、仕様書に定める。」と明記しているにもかかわらず、その仕様書が協定書に添付されておらず相手方に交付されていなかった。</p> <p>実施協定書で定めた業務内容については、その履行状況が確認できるように注意されたい。</p> <p>(生活環境課)</p>	<p>実施協定書で定めた業務内容については、平成21年2月1日以降に指定管理者との間で取り交わした実施協定書から、当該契約書に則り、指定管理者が行う業務及び報告書様式等を定めた仕様書を添付して相手方に交付し、その履行状況を確認できるようにした。</p> <p>(生活環境課)</p>
<p>(イ) 自動車臨時運行許可事務について 適正な事務処理を行うよう注意を求め るもの</p> <p>自動車臨時運行許可事務において、区は道路運送車両法第35条第6項の規定により臨時運行の許可をした場合は、許可等の有効期間満了したその日から5日以内に、許可を受けた者から臨時運行許可書及び臨時運行許可番号標を返納させなければならない。また、返納されない臨時運行許可書及び臨時運行許可番号標があるときは、自動車臨時運行許可取扱基準第11条に基づき、電話又ははがき等により督促し速やかに回収を図らなければならない。</p> <p>さらに、許可を受けた者が番号標を紛失等したときはその実費を弁償させ、当該番号標の無効処理を行い、その旨を所轄の警察署長及び福岡陸運支局長に通知するとともに、失効を告示しな</p>	<p>自動車臨時運行許可事務については、再度精査し、督促及び回収に努めるとともに未返還分については、無効処理、関係機関への通知など、是正に努めた。</p> <p>今後は、道路運送車両法等関係法令に基づき適正な事務処理を行っていく。</p> <p>(市民課)</p>

<p>ければならない。しかしながら、平成19年4月受付分以降、返納されなかった許可書等の督促を長期間放置し、実査日(平成21年1月6日)直前の平成20年12月26日にまとめて督促状を送付していた。</p> <p>今後、自動車臨時運行許可事務に当たっては、道路運送車両法等関係法令に則り、適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(市民課)</p>	
--	--

(5) 早良区役所

監査の結果	措置の状況
<p>(7) 現金取扱事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>区出納員は、区現金取扱員が現金領収帳にて収納した現金について、収納金引継書等の関係書類とともに引き継ぎを受け、現金領収帳の原符等の検査を行い、日々の現金出納の状況を現金出納簿により明らかにしておかなければならない。しかしながら、平成20年度の単年度事業である「元気モリモリさわらっこ」講習会参加費及び早良区めじゃーリーグに挑戦登録料等において、収納された現金の払い込みは滞りなく行われていたが、次のような不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>今後、現金取扱事務に当たっては、福岡市会計規則等に則り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>a 区出納員は引き継ぎに当たって、区現金取扱員から収納金引継書・収納した現金・現金領収帳を提出させ、現金を引き継ぐと同時にその検査をしなければならないこととなっているが、収納金引継書が全て作成されておらず、現金領収帳の原符の検査も行っていなかった。</p>	<p>収納金引継書を作成し、現金領収帳の原符の検査を行った。</p> <p>今後は、福岡市会計規則等に則り、適正な事務処理に努めていく。</p>

<p>b 区出納員は、収納金の取扱状況を現金出納簿に記帳し、収納金の出納を明らかにしなければならないが、現金出納簿が全て作成されておらず、日々の現金残高の照合も行っていなかった。</p>	<p>現金出納簿を作成し、今後日々の現金残高の照合を行うようにする。</p>
<p>c 区現金取扱員に現金領収帳を交付しているにもかかわらず、現金領収帳受払簿に交付記録がなく、現金領収帳の取扱いにおいても、現金領収帳表紙の区出納員の証明印がないなど不十分な点が散見された。</p> <p>(健康課)</p>	<p>現金領収帳受払簿に交付記録を記し、現金領収帳表紙に区出納員の証明印を押印した。</p>
<p>(イ) 指定管理者に対し基本協定書等の遵守について必要な指導を行うよう注意を求めるもの</p> <p>指定管理者制度による公の施設の管理を行う場合、指定管理者は従来の委託よりも広範な権限と責任を持つことから、その権限と責任について基本協定書等で明確に定め、履行状況を適宜把握しておく必要がある。しかしながら、早良区が所管する自転車駐車場に係る管理運営業務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>基本協定書等で定めた管理運営業務については、その履行状況を適宜把握し、必要に応じ適切な指導を行うよう注意されたい。</p> <p>a 地方自治法第244条の2第7項並びに基本協定書第16条第1項及び第18条第1項によれば、指定管理者は駐輪場の効果的かつ効率的な管理及びサービスの向上の観点から、管理運営の状況について毎年度自己評価を実施し、事業報告書を市に提出しなければならないが、提出させていなかった。</p>	<p>指定管理者の管理運営業務の履行状況については、今後適宜把握し、適切な指導を行っていく。</p> <p>1 指定管理者への指導</p> <p>指定管理者には、基本協定に基づく報告書等の提出について、文書で指導した。</p> <p>2 (1)平成19年度事業報告書 平成21年3月受領済 (2)平成20年度事業報告書 平成21年3月受領済</p>
<p>b 基本協定書第21条第1項によれば、指定管理者は、各年度の2月末</p>	<p>1 平成20年度事業計画書 平成21年3月受領済</p>

<p>日までに、翌年度の事業計画書を市に提出しなければならないが、提出させていなかった。</p> <p>(生活環境課)</p>	<p>2 平成21年度事業計画書 平成21年2月受領済</p>
<p>(ウ) 国民健康保険高額療養費の支給事務について適正に行うよう注意を求めもの</p> <p>国民健康保険高額療養費の支給事務において、支給される金額(52,938円)の一部(4,501円)を被保険者の同意を得て、当該被保険者の国民健康保険料の未納分に充てたものの、その残額(48,437円)を被保険者に支給しないまま、長期間金庫に保管していた。</p> <p>今後、金庫の点検を徹底するとともに、高額療養費の支給事務に当たっては、適正に処理されたい。</p> <p>(保険年金課)</p>	<p>金庫の管理については、毎月始めに、責任者(課長)立会いのもと庫内を一斉に点検することとした。</p> <p>また高額療養費の支給に関しては、本件のように支給される高額療養費を未納保険料に充てる場合について、「未納保険料に補てんする高額療養費等の支給マニュアル」を作成し、これに基づき事務処理を行うこととした。</p> <p>なお、残額48,437円については、速やかに本人へ返還した。</p>

(6) 西区役所

監査の結果	措置の状況
<p>物品の発注について適正な契約手続を行うよう注意を求めもの</p> <p>物品の発注に当たっては、使用時期や必要数量を把握し、効率的な発注を行うとともに経済性も考慮しなければならない。また、契約に当たっては、福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則等に基づき、予定価格の金額に応じ所掌する契約担当課に契約を依頼しなければならないが、10万円を超える物品の発注に当たっては、2者以上から見積書を徴して競争により行わなければならない。しかしながら、平成20年度西区役所庁舎案内表示物の印刷契約において、次のような不適切な事例が見受けられた。</p> <p>物品の発注に当たっては、契約事務規則等関係法令に則り、適正な契約手続を行われない。</p> <p>(ア) 一括発注すべき案件を、分割発注していた。</p>	<p>物品の発注については、契約事務規則等関係法令の規定に基づき適正な契約手続を行うよう、所属職員に対し課内ミーティング等の場において周知徹底を図った。</p> <p>また、区議において当該事例の報告を行い、区内全所属へ周知した。</p>

(イ) 表示物印刷であるにもかかわらず、カラー複写契約及び青写真焼付契約の一部としていた。	
(ウ) 成果品を4月に納入させていたにもかかわらず、契約を6月に締結していた。 (総務課)	

(工事監査)

1 局別監査

(1) 保健福祉局

監査の結果	措置の状況
<p>設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成18年度「平成18年度堅粕1号墓地隣接家屋除却工事」 (契約金額349万1,250円)</p> <p>本工事は建物の解体撤去を主な目的とした工事であるが、入札に際しては事前に建物の構造、面積、水道設備の撤去工事等を記した資料を参考内訳書として入札参加者に配布していたが、契約図書には建物の構造、面積、水道設備の撤去工事の工事内容を明示する図書が添付されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、図面等による明示が必要である。</p> <p>今後は十分注意して契約のための適正な図書の作成を図りたい。</p> <p>(生活衛生課)</p>	<p>契約のための適正な図書の作成が図られるよう、所属職員に対し、周知徹底を図った。</p>
<p>b 平成19年度「福岡市民病院空気調和設備機器保守点検業務委託」 (契約金額1,573万4,250円)</p> <p>本委託は病院内の空調設備を年間にわたって保守点検する業務委託であるが、発注者側として空調設備の年間保守点検スケジュールが明確に示されておらず、計画性のない業務委託となっていた。業務の適正な履行のために各機器の</p>	<p>保守点検スケジュール及び委託料の支払いについては、年間保守点検スケジュールを作成し、点検業務量に応じた支払を行うように改めた。</p>

<p>保守点検内容に見合った保守点検スケジュールを明確にすべきであった。</p> <p>また、委託料の支払いは四半期毎の均等払いとしていたが、保守点検計画を作成し、スケジュールを明確にしたうえで点検業務量に応じた支払いとすべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(市民病院)</p>	
---	--

(2) 東区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成17年度「県道志賀島和白線歩道改良工事」 (契約金額6,721万8,900円)</p> <p>本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が明示されていたが、設計変更を行った際に、施工内容を変更したこと等により交通誘導員の人員を変更したにもかかわらず変更後の契約図書には明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p>	<p>交通誘導員の契約図書への明示については、発注者の明確な設計意図を請負業者に伝達し、工事施工の円滑化を図るため、「土木工事施工条件明示」についての通知文書が出されている。</p> <p>上記の通知に従い、適正な明示を行うよう、所属職員に対し会議等で周知徹底するとともにチェック体制の強化を図った。</p>
<p>b 平成18年度「市道2香椎若宮線段差解消工事」</p>	<p>設計積算業務にあたっては、積算内容・歩掛りを的確に把握して正確を期す</p>

<p>(契約金額3,710万4,900円)</p> <p>本工事の歩車道境界ブロックには基礎工が必要であるが、歩車道境界ブロックの設計積算において、基礎工の費用を計上すべきところ、計上していなかった。今後は、適正な設計積算を図りたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>よう、所属職員に対し会議等で周知徹底を図った。</p>
<p>c 平成19年度「美和台2913号線外10路線道路側溝工事」</p> <p>(契約金額2,839万4,100円)</p> <p>本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p> <p>なお同様の設計積算内容については前回（平成18年度）の区の監査でも注意を行っており、効果的な事務改善がなされているとはいえない。</p> <p>適正な設計積算を図りたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>交通誘導員の契約図書への明示については、発注者の明確な設計意図を請負業者に伝達し、工事施工の円滑化を図るため、「土木工事施工条件明示」についての通知文書が出されている。</p> <p>上記の通知に従い、適正な明示を行うよう、所属職員に対し会議等で周知徹底するとともにチェック体制の強化を図った。</p> <p>また、前回の監査において、同様の注意を受けていることから、このようなことがないよう特段の注意を払って精査に取り組んでいる。</p>

(3) 博多区役所

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成19年度「東光寺竹下春吉線道路改良（舗装）工事」</p> <p>(契約金額2,781万1,350円)</p> <p>本工事については、施工中に交通等</p>	<p>交通誘導員の配置については、研修会を開き契約図書に明示するように徹底した。今後、適正な設計積算に努め、チェック体制の強化を図っていく。</p>

<p>への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が明示されていたが、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したにもかかわらず変更後の契約図書には明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図らきたい。</p> <p style="text-align: center;">(地域整備課)</p>	
<p>b 平成19年度「桧原比恵線（宮島誇道橋）補修工事」 (契約金額3,958万5,000円)</p> <p>本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。</p> <p>また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示す</p>	<p>交通誘導員の配置については、研修会を開き契約図書に明示するように徹底した。今後、適正な設計積算に努め、チェック体制の強化を図っていく。</p>

<p>べきであった。 今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	
<p>(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成18年度「清流公園駐輪場バイク進入防止柵設置工事」 (契約金額1,115万8,350円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第12条の規定により請負者は発注者に必要事項を記載した書面を交付しなければならないとあるが、なされていなかった。さらに、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事については、同法に基づき、請負者から発注者に対する書面の交付及び発注者から福岡市長への通知書の提出等が適正に行われるよう、職場研修を行い同法に基づく手続きについて周知徹底を図った。</p> <p>また、請負業者に対して、適正な手続きについて周知徹底を図るよう申し入れた。</p>
<p>b 平成18年度「吉塚676号線歩道設置工事」 (契約金額3,349万6,050円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事については、同法に基づき、請負者から発注者に対する書面の交付及び発注者から福岡市長への通知書の提出等が適正に行われるよう、職場研修を行い同法に基づく手続きについて周知徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p>	<p>土木工事設計歩掛・実施単価・運用基準等及び見積もり徴集要領について、所属職員に研修を行った。今後、適正な設</p>

<p>a 平成19年度「西月隈1922号線外4路線防護柵設置工事」 (契約金額2,043万7,200円)</p> <p>(a) 本工事は転落防止柵やガードレール等を設置する工事であるが、その中の転落防止柵の材料単価について、市で統一した単価があるのでその単価を適用すべきところ、別途見積りを徴集しその見積りにより決定した単価により積算した結果、過大な設計となっていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。</p>	<p>計積算に努め、チェック体制の強化を図っていく。</p>
<p>(b) 本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書においてガードレール共架転落防止柵材料の単価及びビームパイプ付ガードレール設置単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。</p> <p>請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図るとともに適正な契約事務に努められたい。 (地域整備課)</p>	<p>工事の積算については、適正な設計積算に努め、チェック体制の強化を図っていくとともに、工事内容の変更については、契約書に定めがない部分は、変更の対象としないよう職場研修において周知徹底した。</p>
<p>b 平成18年度「美野島アンダーパス路面冠水システム改良工事」 (契約金額3,321万8,850円)</p> <p>本工事の設計において、電線の配線歩掛に関する土木工事標準積算基準書の適用を誤ったことで各種電線の単価を誤っていた。</p> <p>その後、工事途中に工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っ</p>	<p>工事の積算については、適正な設計積算に努め、チェック体制の強化を図っていくとともに、工事内容の変更については、契約書に定めがない部分は、変更の対象としないよう職場研修において周知徹底した。</p>

<p>ているが、その変更の中で、当初設計において電線の単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。</p> <p>請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は、積算基準を十分に理解し適正な設計積算を図るとともに適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	
<p>(エ) 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成19年度「清流公園駐輪場バイク進入防止柵設置工事(その2)」 (契約金額546万円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第12条の規定により請負者は発注者に必要事項を記載した書面を交付しなければならないとあるが、なされていなかった。さらに、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、提出していなかった。</p> <p>また、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載することとなっているが、記載した書面がなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事については、同法に基づき、請負者から発注者に対する書面の交付、発注者から福岡市長への通知書の提出、及び再資源化等に要する費用等の書面記載等が適正に行われるよう、職場研修を行い同法に基づく手続きについて周知徹底を図った。</p> <p>また、請負業者に対して適正な手続きについて周知徹底を図るよう申し入れた。</p>

(4) 中央区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成18年度「市道千代今宿線(天神)歩道舗装工事」</p> <p>(契約金額9,460万7,100円)</p> <p>本工事の歩道舗装にはタイルが使用されているが、その中で100mm×200mmのサイズのタイルを使用した床タイル張りの設計積算において、誤って多くの施工手間がかかる小さいサイズのタイルの歩掛を適用していた。その結果、設計計上した床タイル張り費が高額となっていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>工事歩掛の適用については、土木工事設計標準歩掛等に基づく取り扱いを行っているが、その適用条件に十分留意して設計積算を行うよう、所属職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、技術職員研修の一環として、中央区における「工事設計の手引き」を作成しているが、この中で、設計積算において誤りやすい事例とそのチェックシートを取り上げることで今後の再発防止を図る。</p>
<p>b 平成19年度「市道千代今宿線(城内)歩道改良工事」</p> <p>(契約金額3,243万300円)</p> <p>本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が明示されていたが、交通管理者との協議により交通誘導員の配置人員を変更したにもかかわらず設計変更後の契約図書には配置人員等が明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られた</p>	<p>交通誘導員の配置人員等の明示については、「金抜き設計書における交通誘導員の明示について」(平成15年8月28日、土木局道路維持課長通知)に基づく取り扱いを行っているところであるが、設計変更においても同様の取り扱いを行うよう、所属職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、技術職員研修の一環として、中央区における「工事設計の手引き」を作成しているが、この中で、設計積算において誤りやすい事例とそのチェックシートを取り上げることで今後の再発防止を図る。</p>

<p>い。</p> <p>(地域整備課)</p>	
<p>(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成18年度「1級市道博多駅草ヶ江線道路舗装補修工事」</p> <p>(契約金額5,009万250円)</p> <p>「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」では、産業廃棄物の発生見込量が500m³以上の事業者は「産業廃棄物の処理計画」を市長に提出することとなっている。本工事において、産業廃棄物の発生見込量は500m³以上であったが提出されていなかった。このことに関し、「工事現場における施工体制の点検要領」では工事監督業務として官公庁への届出等の点検が義務づけられているが、「産業廃棄物の処理計画」に対する点検が不十分であった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>産業廃棄物処理計画の提出については、「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」に基づく取り扱いを行っているところであるが、産業廃棄物の適正な処理目的及び産業廃棄物処理関係の提出書類の確認に十分留意するよう、所属職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、技術職員研修の一環として、中央区における「工事監督の手引き」を作成しており、この中で、提出必要書類の要件をまとめ、取り上げることで今後の再発防止を図る。</p>
<p>(ウ) 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成18年度「長浜公園外1箇所駐輪施設設置工事」</p> <p>(契約金額1,942万5,000円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。</p> <p>また、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載することとなっているが、記載した書面がな</p>	<p>資材の再資源化等の通知書の提出及び書面への記載については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第11条及び第13条に基づく取り扱いを行っているところであるが、規定に基づく施工管理及び契約事務を行うよう、所属職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、技術職員研修の一環として、中央区における「工事監督の手引き」を作成しており、この中で、提出必要書類の要件をまとめ、取り上げることで今後の再発防止を図る。</p>

<p>かった。</p> <p>今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。</p> <p>(自転車対策推進課)</p>	
--	--

(5) 南区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めらるもの</p> <p>平成19年度「国道385号道路改良（その2）工事」 (契約金額8,250万6,900円)</p> <p>本工事の設計積算において、車道部掘削工の掘削機械をバックホウ規格山積0.28m³としていたが、土木工事標準積算基準書では掘削土量50,000m³未満の場合に使用するバックホウ規格は山積0.8m³とあるので、バックホウ規格山積0.8m³により積算すべきであった。掘削機械の適用規格を誤ったため過大な掘削工費となっていた。</p> <p>また、取付道路のアスファルト舗装工において、施工時間帯を夜間から昼間施工に設計変更した。その際に、機械施工であるのに機械施工の費用と人力施工の費用を計上していたが、人力施工の費用は不用であった。さらに機械施工の単価に夜間割増額を含んで設計積算していたが、夜間割増額を含まない機械施工単価により設計積算すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>当初設計時については、現場条件を十分に把握し、「土木工事標準積算基準書」に基づいた工法・規格により設計積算がされているか精査時に注意すること、また、設計変更時については、確実な変更協議を行い積算し、また、変更内容に着目した精査を行うことを所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めらるもの</p> <p>a 平成19年度「カヌー艇庫新築工事」 (契約金額670万4,040円)</p> <p>本工事で新築したカヌー艇庫は、建</p>	<p>建築主事への工事完了後の通知については、関係法令等を遵守し適正な事務処理を行うよう関係職員に対し口頭で指導を行った。</p>

<p>築基準法第18条第2項により計画の通知を、同条第14項により工事の完了の通知を建築主事にしなければならない建築物である。事前の計画の通知はなされていたが、工事の完了の通知が建築主事にされていなかった。</p> <p>今後は法令等を遵守されたい。</p> <p>(地域振興課 財政局施設建設課関連)</p>	
<p>b 平成18年度「市道大楠3212号線道路舗装工事」</p> <p>(契約金額3,357万7,950円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>特定建設資材廃棄物における事務処理方法については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

2 テーマ監査

(1) 保健福祉局

監査の結果	措置の状況
<p>テーマに基づき発注課において契約がなされた工事14件について監査を行ったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>工事の契約に係る様式を用いて発注すべきであったが、物品の契約に係る様式を用いて発注した不適切な工事が6件見受けられた。工事では設計書、図面、仕様書で工事予定額、工事内容を記述し発注者としての意図を提示する必要があり、また、かし担保の設定や監督員、検査員の指名、工事記録写真の整備、監督、検査等で工事の品質の確保が行われなければならない。これらは契約事務規則等に規定されており、これらを満たした様式として工事請負契約に係る様式があ</p>	<p>工事については、契約事務規則等に規定された様式を用いるとともに必要な書類を整えるなど適正な事務処理に努める。</p> <p>所在がわからない2件の書類については、平成21年3月に見つかり監査事務局に連絡した。書類の保管について貸出簿等により適正に管理するよう所属職員に対し周知徹底を図った。</p>

<p>る。物品の契約に係る様式では、本来工事が求める条件を満たしておらず、基本的な事務処理が理解されていないといえる。</p> <p>関係法令の理解と適正な事務処理に努められたい。</p> <p>また、所在がわからないとの理由により工事書類の提出がなされず、監査できなかった工事が2件あった。</p> <p>工事書類の保管について、適正な文書管理を徹底されたい。</p>	
---	--

(2) 東区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>テーマに基づき区役所において契約がなされた工事32件について監査を行ったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>監督員が指名されていないもの、建設業退職金共済制度に係る報告書がないものなど、4件の工事について不適切な事務が、また、工事の契約に係る様式を用いて発注すべきであったが、物品の契約に係る様式を用いて発注した不適切な工事が6件見受けられた。工事では設計書、図面、仕様書で工事予定額、工事内容を記述し発注者としての意図を提示する必要がある、また、かし担保の設定や監督員、検査員の指名、工事記録写真の整備、監督、検査等で工事の品質の確保が行われなければならない。これらは契約事務規則等に規定されており、これらを満たした様式として工事請負契約に係る様式がある。物品の契約に係る様式では、本来工事が求める条件を満たしておらず、基本的な事務処理が理解されていないといえる。</p> <p>関係法令の理解と適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>必要書類の添付もれ、また異なる様式を用いて発注した工事については、関係法令の理解と適正な事務処理を行うよう、所属職員に対し会議等で周知徹底を行うとともにチェック体制の強化を図った。</p>